

北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

令和3年8月18日改正

1 目的

このガイドラインは、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し事業者が主体的に遵守すべき事項、必要な手続等を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和を図り、もって公共の利益の増進、良好な生活環境、自然環境、景観を確保することを目的とする。

2 対象となる発電設備

このガイドラインは、北斗市全域において、売電を目的とした資源エネルギー庁の発電事業計画の認定を受けて行う発電設備（付帯設備を含む）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を対象とする。但し、高さ10m以上の建築物の屋根又は屋上で行う太陽光発電設備の設置等は対象としない。

3 事業者が主体的に遵守すべき基本的事項

(1) 関係法令、事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）等を遵守するほか、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、低周波音、電波障害、圧迫感、反射、日影等の、周辺居住者等の健康、生活環境、自然環境及び景観へ与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講じて公害等の発生を防止するものとする。

(2) 本ガイドラインでは、別表1のとおり「立地を避けるべきエリア」と「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定しており、発電設備の用地の選定にあたっては、これらを十分に考慮すること。

「立地を避けるべきエリア」は、関係法令等で開発行為が厳しく制限されている地域や防災、環境保全、景観保全等の観点から立地が望ましくないエリアであることから、このエリア内への立地は避けるようにすること。

「立地に慎重な検討を要するエリア」は、「立地を避けるべきエリア」以外で、関係法令により環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされている地域等であり、このエリア内への立地は慎重な検討が必要である。

(3) 設置にあたっては、周辺居住者等の健康、生活環境へ与える影響に配慮し、設置区域境界から住宅、学校、保育所、診療所、福祉施設及び公園（以下「住宅等」という。）の敷地境界までの距離は100m以上とする。ただし、対象となる住宅等の居住者等の合意が得られた場合はこの限りではない。

(4) 事業者は、発電設備の設置で影響を受けると考えられる町内会等に対し、設置事業の内容等について、事業に着手する前に説明会を開催するなど理解を得るとともに、その結果を市長に報告するものとする。

(5) 設置区域の造成にあたっては、土地の形質変更は最小限とし、必要に応じて土留め施設、排水施設や洪水調整池を設けるなどで、設置区域外への雨水や土砂等の流出による被害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。

区域面積が1,000㎡以上の場合は、別表2の排水の技術的基準により計画雨水量等

を計算し、設置区域内の雨水を排除することができるよう必要な排水施設等を整備すること。また、排水路、河川等の放流先及びその下流の流下能力を超える水量が排水されるなどで必要がある場合は、洪水調整池等を整備すること。なお、敷地面積が1,000㎡未満であっても近接した区域面積の合計が1,000㎡以上の場合も同様とする。

4 きじひき高原における発電設備の設置

- (1) 北斗市営牧場及びその周辺の北斗市所有の土地（以下「きじひき高原市有地」という。）においては、発電設備の設置はできないものとする。ただし、風力発電設備の設置に伴う風況調査に供する施設については、調査上必要であると市長が認めた場合で、関係法令の許可等の見込みや周辺地域の自然環境及び景観、放牧牛馬への影響等を考慮して個別に判断し、土地の貸付けを認めたものは除く。
- (2) きじひき高原市有地の周辺に発電設備を設置する場合は、パノラマ展望台、きじひき展望台、噴火湾眺望台及びきじひき高原キャンプ場から眺望した際に、発電設備が極力見えないよう配慮するものとする。

5 設置等の届出

- (1) 発電設備の設置等を行おうとする事業者は、発電事業計画の認定の申請前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (2) 事業者は、(1)により届け出た内容を変更しようとするときは、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ市長に届け出るものとする。
- (3) 発電設備の設置手続に関する調整は、市民部環境課環境係で行う。
- (4) 事業者は、設置事業により必要となる関係法令等の手続について、北斗市の所管課又は関係機関等と協議し、必要な申請等を行うものとする。
- (5) 市長は、このガイドラインの目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

6 着手及び完了の届出

- (1) 設置事業の工事に着手したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置等着工届（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- (2) 設置事業が完了し発電を開始したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置等完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

7 発電設備の維持管理等

- (1) 発電設備の設置、発電により、苦情が寄せられるなどで周辺への影響が認められた場合は、誠意をもって速やかに改善のための措置を講ずるとともに、その内容を市長に報告するものとする。
- (2) 発電設備の定期的な保守点検を行って正常な機能を維持し、破損や事故等の未然防止に努めるとともに、設備に重大な事故等が発生した場合は、その内容を市長に報告するものとする。
- (3) 定期的に設置区域内の除草、排水設備の清掃等を行い、設置区域外に影響を与えな

いよう適正に管理するものとする。

- (4) 事業者は、市から求めがあった場合は、公害等の発生の防止の状況、発電設備の発電量等について報告するものとする。

8 廃止の届出

- (1) 発電を終了し発電設備を廃止する場合は、再生可能エネルギー発電設備廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- (2) 発電設備を廃止する場合は、発電設備をそのまま放置せずに速やかに撤去するなど適正に処理するものとする。

9 その他

このガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

改正後のガイドラインは、令和3年8月18日から施行し、改正後の事項は施行日以降に新たに5(1)の届出を行う発電設備の設置について適用する。